

平成30年度農業政策・予算に関する

# 要請書

平成29年5月29日

一般社団法人

北海道農業

会長 岡村



## 平成30年度農業政策・予算に関する要請

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、都府県と比較して大規模かつ生産性の高い専門的農業経営体を構築し、これらの経営体を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業等による農地集積の推進等の施策や、農業者の所得向上を図るために農業競争力強化プログラムに基づく新たな施策を展開しているが、その内容は必ずしも本道にあった制度とはいえない。

そのため、わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、人口減少の課題を踏まえた地方の創生を図るためには、持続可能な力強い農業の実現を図ることが肝要である。それには、地域の実態に即した担い手の育成と農地の確保・有効利用を推進していくことが不可欠であり、担い手の所得を十分に確保し得る具体的施策の実行が喫緊の課題である。

以上を踏まえ、本道農業委員会組織（道内市町村農業委員会及び一般社団法人北海道農業会議）は、農地・担い手に係る諸対策を中心に組織検討を行い、政策提案をとりまとめた。

政府並びに国会では、今後の農業施策及び平成30年度農業予算の策定において、下記事項を実現するよう強く要請する。

### 記

#### 1. 国際交渉における基本的な姿勢について

政府並びに与党は、農業・農産物に関する他国との交渉において、国民に対し説明責任を果たすとともに、国会において審議する場合は、十分な情報提供と真摯な対応を行い、国民が納得できる結論を得ること。

なお、これら国際交渉の結果が、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことの無いように万全の措置をとること。

## 2. 農政の確立について

わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、産業としての農業を確立するには、必要な国境措置を堅持する確固たる姿勢を示すとともに、国産農畜産物の需要拡大をはかりつつ、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成を基本に地域農業づくりに取り組む農政を確立することが重要である。

さらに、担い手が長期的展望をもって安心して農業に取り組めるようにするためには、政策の継続・安定が不可欠である。

このことから、育成すべき担い手の姿の明確化と農地利用集積支援施策の充実を図り、農業経営の持続的発展に必須である農業所得の十分な確保が実現できるよう、中長期を見通した農政の基本を確立すること。

## 3. 地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進

本道の農地流動化は賃借権設定の比率が高まっている傾向にあるが、高齢化が顕著となる中において、相続未登記や相続放棄等による所有者不明農地の増加など、利用が困難となる農地が増加している状況にある。

国の政策の重点とされている利用権等を基本とした農地中間管理事業等によって、農地流動化は一定程度図られており、同事業と各種支援施策の一層の拡充が求められている。

しかし、利用権を基本とした農地流動化が進む中で、利用と並行した適切な所有権移転が行われないことにより所有者不明農地等の増加が課題となっている。その結果、将来的に利用が困難となる農地が増加する懸念があるため、利用権に加えて所有権による農地集積をすすめることが望ましいと考えられる。さらに、土地改良事業をはじめとした農地に対する投資を担い手が継続的に実行していくためには、所有権に基づいた継続かつ安定した農業生産が基礎条件であり、施策として所有権の取得を支援する仕組みが不可欠といえる。

このように担い手への農地集積支援対策は、農村現場の実態を踏まえて、地域における望ましい農業構造の確立と農地利用の推進を支援する観点から実施すべきであり、全国一律の仕組みを見直して地域の実態に即した施策への転換と確立を図るべきである。

## (1) 農業者への農業生産を目的とした農地の所有権移転の促進

- ① 農業経営の安定化、不在村地主による耕作放棄の未然防止を図るためには、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要であることを政策として明確に位置づけ、現行の貸借中心の農地集積に係る各種支援施策に所有権移転の促進を加えた施策に見直すこと。
- ② 離農による農地処分にあたり、速やかに農業者へ所有権移転がなされるよう譲渡所得税の特別控除額について大幅に引き上げること。  
また、離農後直ちに譲渡した場合と貸借を行った後に譲渡した場合との間に特別控除額の差を設けること。
- ③ 農地中間管理機構が実施する特例業務である農地売買等事業は、北海道における農地の所有権移転の促進に大きな役割を果たしている。  
このため現場の要望に応えうるよう予算を確保すること。
- ④ 規模拡大を目指す農業者の農地購入を支援するため、スーパーL資金による融資額の拡大等の受け手対策を拡充すること。

## (2) 農地の所有権移転による面的集積の促進

- ① 農地中間管理事業が一定の成果が出ていることを踏まえ、所有権移転においても同様の成果を発揮できるよう、1件ごとの買入売渡でなく、一定の地域において一定期間内に供給される農地をすべてプールし、再配分する「面的集積農地売買等事業（仮称）」を創設するなど、農業経営基盤強化促進法に基づく農地売買等事業の拡充を図ること。
- ② 地区の農業者等の話し合いにより、分散した農地をまとめ作業効率の良いほ場を形成する取組みを推進するため、農山漁村振興交付金により交換分合事業を実施しようとする場合は、事務手続の軽減を図るなど農村現場や事業実施主体が取り組みやすい仕組みとするとともに、十全な予算を確保すること。  
また、農地耕作条件改善事業により交換分合事業を実施しようとする場合はハード事業の実施が必須とされているが、この要件を撤廃すること。

## (3) 農地中間管理事業と利用権による流動化支援策の拡充について

利用権による農地の利用集積や規模拡大は、経営の発展段階において重要な役割を果たすものである。そのため、機構集積協力金による支援が全ての農地の出し手に行き渡るよう国の配分基準を見直すとともに

に、将来に向けた継続的实施を行うこと。

また、経営体が農地の利用権設定を受けてその利用権設定が機構集積協力金等の給付対象となった場合において、その後当該経営体が当該農地の所有権を取得した際には、担い手への集積率は変わらないことから機構集積協力金等の返還事由に該当させないこと。

#### (4) 贈与税の納税猶予制度の改善について

平成28年度の税制改正により、農地中間管理事業を活用して特定貸付を実施した場合、贈与後の年数にかかわらず納税猶予が継続されるなど要件が一部緩和され、これにより、特例適用農地等を受贈者以外の担い手に集積することが可能となったところである。

農地利用の集積と効率的な利用を一層進めるためには、特例適用農地等の農地法第3条、農業経営基盤強化促進法第18条による貸付においても同様の措置を講ずること。

また、経営継承に伴う特例適用農地等の後継者への貸付を行った場合には、農業者年金の受給にかかわらず納税猶予の継続を行うこと。

#### (5) 耕作放棄地の解消活動と発生防止への支援

本道では、荒廃農地の再生作業を支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用により、これまでに約700haの荒廃農地を農地として再生しており、一定の成果を上げている状況にある。

平成29年度からは、「荒廃農地等利活用促進交付金」へ対策が移行され実施されているところであるが、これまでの「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」と異なり、事業費の上限単価が200万円未満と設定されたことにより、一筆あたりの面積が大きな北海道においては、活用が困難となっている状況にある。また、これまで、再生作業に合わせて実施していた簡易な基盤整備等においても、上限単価により、活用に支障が生じているところである。

荒廃農地の再生を行う場合、条件が不利な農地も多いことから、簡易な基盤整備の実施が可能となる仕組みの構築が必要である。

そのため、「荒廃農地等利活用促進交付金」において、地域の実情に応じた単価を設定するなど、荒廃農地の再生に十分対応できるような措置を講ずること。

## (6) 優良農地の確保と秩序ある土地利用の促進

- ① 現在国会で審議中の「地域未来投資促進法」の「土地利用調整計画区域」内での転用は「適切に配慮する」とされており、第一種農地での転用も可能となる懸念がある。よって同法による企業立地に当たっては市街化区域や空き工業団地等農地以外での立地を優先させ、優良農地の確保を図ること。

また、農村地域工業等導入促進法の見直しにあたっては対象となる業種が拡大されることが見込まれるが、その拡大にあたっては農村地域の資源が活用される業種に限定するなど慎重に検討すること。

- ② 条件不利により原野化した荒廃農地を農業委員会が非農地と判定した場合、その後の環境保全のための措置が課題となることから、放牧などによる混牧林的な利用や地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として認められる森林、鳥獣被害防止対策の緩衝林等として位置づけることにより適切に管理・保全できる制度を構築するとともに政策的な支援措置を講じること。

## (7) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

- ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応える予算を確保すること。
- ② 平成27年度より耕作条件の改善を図るため、農地中間管理事業に関連して「農地耕作条件改善事業」が創設された。しかしながら、区画を拡大して作業効率の良い優良農地を甦らせるためには、優良農地に介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合もあるため、それを含めた新たな事業を創設すること。
- ③ 連担化した生産性の高い圃場を実現させるため、農業農村整備事業実施地区内に介在する河川敷地等の官有地については、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売り渡しを積極的にすすめるとともに、その際の測量経費等が売り渡しを受ける者の負担とならないようにすること。

- ④ 土地改良法の改正により、農地中間管理事業を通じた基盤整備の実施が可能となったが、所有者が明らかでない農地や、相続未登記の農地などについては、将来の権利設定に支障が生ずる恐れがあることから、国が直接買入してほ場条件の改善を行うなど、将来の農地利用に支障が生じない仕組みの実現に向けて検討すること。

#### (8) 農業委員会等の農地利用調整機能の強化

本道の農業委員会は、これまで農業経営規模の拡大と農地の集積・集団化、耕作放棄地発生の未然防止をすすめてきたところであり、平成27年において、担い手への農地集積率は88.5%、遊休農地の占める割合も0.2%となるなど、全国に誇れる成果を実現してきた。

しかしながら、今後は農地の受け手不足が見込まれることから、農業委員会の行うあっせん・利用調整活動等の農地流動化・集積活動に対する支援施策である「機構集積支援事業」を拡充強化すること。

### 4. 担い手の育成と経営支援対策の強化について

#### (1) 担い手の明確化と支援施策の重点化

食料自給率の向上と農村地域の創生を担うのは、主業農家である家族経営とその延長上としての農地所有適格法人であることに十分配慮し、農業経営基盤強化促進法に基づいた「認定農業者」制度を基礎とした家族経営と農地所有適格法人を基本とする担い手の明確化を図り、各種支援施策の重点化を図ること。

#### (2) 後継者対策について

- ① 農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、経営に負債がある場合は、後継者は親の負債を継承することとなって経営の安定に支障が生じ、親は経営に負債がない場合は、これまでの努力と成果について対価が支払われることはない。

経営の円滑な継承と新たな担い手である経営主の安定した経営を可能とするため、親子間売買という形で経営資源を継承できるよう、親子間の売買における譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税等の税法の特例の創設、スーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

- ② 農業次世代人材投資事業資金（旧 青年就農給付金）については、新規参入者だけでなく農業後継者も交付の対象になっているが、本道の農業後継者にとってはその交付を受けづらい制度となっている。

本道においては、新規就農者に占める農業後継者の割合は高く、就農し地域に定着した後は親の農業経営を継承することとなるため、農業次世代人材投資事業資金とは別に、新規学卒就農・Uターン就農を増やすための仕組みを検討するとともに、これら農業後継者の定着と経営継承を支援する事業を創設すること。

### （3）新規就農・雇用就農対策について

- ① 土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上ることから、資金力・担保能力に乏しい新規就農者が、多額の初期投資資金を用意することが困難となっている。しかしながら、新規就農者は農村地域の人口減少の歯止めともなり、農村地域振興の要ともなっている。

そのため新規就農に伴う、農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。

- ② 家族経営体・農地所有適格法人による雇用就農は、農業労働力不足の解消と農村地域の人口増加対策に寄与するものであり、より充実した研修の実施を通じて人材を育成することで雇用就農者の定着率が增大すると考えられることから、農の雇用事業による助成水準を引き上げるとともに助成金交付期間の延長を行うこと。
- ③ 就農希望者を受け入れる市町村等が宿泊研修施設を整備する場合の支援策を講じること

### （4）農地所有適格法人・コントラクターの設立・育成支援対策の創設

- ① 農村地域の核となる農地所有適格法人の設立は、地域の雇用確保、受け手不足の農地の受け皿として一層期待されている。

しかし、農地所有適格法人を設立した場合、個人経営で利用していた農業用施設・機械・農地等の農業用資産を、法人に引き継ぐ際の譲渡所得税・消費税等が大きな負担となることが多い。

そのため、共同経営型の法人経営の設立にあたり、農業用施設・機械・農地等の農業用資産を法人に譲渡する際の譲渡所得税・消費税等の減免措置等を講じることに加えて、所有権移転により農地集積を図



る農地所有適格法人に対する法人税・固定資産税減免等の新たな支援措置を検討すること。

- ② 農業従事者の高齢化や担い手不足が進展する中で、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負等を行うコントラクター組織は、農業労働の軽減や農業労働力不足の解消と雇用の創設などの農業生産の振興と農村地域の創生に大きな役割を果たしている。

そのため、コントラクター組織が必要な施設や機械を導入するにあたり経営体育成支援事業等の対象とすること。

- ③ 酪農ヘルパー組織における人材育成及び、酪農経営構成員の傷病時利用における負担軽減など、酪農ヘルパー組織に対する支援施策を講じること。

#### (5) 経営所得安定対策等について

- ① 米価の安定による農業者所得の確保と食料の安定供給・安全保障の観点から、米の生産調整については国が責任を持って都道府県との連携のもとに需給を調整する仕組みの構築を行うこと。
- ② 経営所得安定対策に係る稲作・畑作物等に係る交付金については、再生産と安定的な経営が可能となるよう、生産費を基礎として現場の実情にあった単価とすること。
- ③ 経営所得安定対策に係る産地交付金については、十分な予算額を確保すること。
- ④ 加工原料乳地域における生乳の再生産が可能となるよう、加工原料乳生産者補給金の単価の引き上げを行うとともに、交付対象数量の確保に努めること。
- ⑤ 燃油、肥料、輸入飼料等の農業生産に必要な資材等について、価格と供給の安定対策を一層強化すること。
- ⑥ 農業の投資負担を軽減する支援として、スーパーL資金の金利負担軽減措置について十分な融資枠を確保すること。

また、農業用機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい仕組みとすること。

- ⑦ 今後導入が予定される収入保険制度は、現行の農業災害補償制度とは違い農業経営全体を補償するものであるとされているが、その実施にあたっては農業再生産が可能となるセーフティネットとすること。  
また、農業災害補償制度の見直しにあたっては、引き続き加入する農業者の負担が増えることのないように配慮すること。
- ⑧ 農業経営基盤強化準備金制度の積立原資は経営所得安定対策の交付金に限定されており、経営所得安定対策の対象外である酪農・畜産・園芸経営は同制度を活用した農業経営の改善が不可能となっている。そのため、同制度の対象交付金の範囲を酪農・畜産・園芸経営等を対象とするものに拡大すること。

#### (6) 消費税について

消費税率の引き上げに伴い、軽減税率やインボイス方式の導入と消費税の適正な転嫁をすすめることが重要であるが、そのためには、平成16年度からの事業者免税点の引き下げによって本道における担い手である農業者の大半が消費税の課税事業者となっていることを踏まえ、稲作・畑作における消費税の取扱いは、農産物価格に消費税を加えた外税形式とすること。

#### (7) 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策については、法令や補助事業等の整備による改善・拡充が図られ、本道では平成24年度から4年連続で被害額は減少しているものの、依然として年間約50～60億円の被害が生じている。

本道においては特にエゾシカによる被害が大きく、農作物への食害を防ぐため、電気牧柵等の設置による圃場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

このため、電気牧柵設置等の設置拡大と更新、ハンターの育成支援、駆除した鳥獣の処理施設設置等に対する補助事業の拡充に加えて、捕獲等に関する規制の緩和を図ること。また、鳥獣被害防止総合対策事業における市町村負担の軽減を図ること。

(8) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について

農業者年金制度では、認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料の額の特例（政策支援）があり、経営主、その配偶者、直系卑属に対し適用されている。

女性農業者の担い手としての位置づけの強化および地位向上を図る観点から、直系卑属の配偶者についても対象とすること。

(9) 被災農地の早期復旧並びに復旧後の対策について

昨年台風による記録的な豪雨と大雨で被災した農地については、早期の復旧を実現するとともに、復旧後においても生産力の維持向上のための継続的な支援を行うこと。

## 5. 原子力発電所立地地域における安全対策の強化について

東日本大震災における原発事故は、農産物の出荷停止、農地の汚染による作付け制限、家畜の飼養不能など、農業者の経営・生活に甚大な影響をもたらし、地域住民にも計り知れない影響を与え、現在もなお、避難生活を強いられている住民も多い。

このことから、あらゆる知見に基づき原発立地地域・既存施設の安全性確保について、万全の措置を講じるとともに、原発の建設・稼働については、安全性を国が担保し、かつ事故による影響が想定される範囲内の住民が納得しない限り行わないこと。

とりわけ、燃料の全てをプルトニウム濃度の高いMOX燃料とすることを前提としている大間原発については、不測の事態による事故の被害と影響は甚大なものと想定されており、大きく影響を受ける道南渡島管内の地元住民の理解が得られていない現状での建設については凍結すること。

## 6. 農業委員会組織の体制強化と予算確保について

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。また、国からの農業委員会交付金の配分にあたっては、遊休農地が発生しやすい条件不利地を多く抱える農業委員会に不利な配分とならないよう配分基準を見直すこと。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組むうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。

あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。